

令和4年度第4回宮城県再生可能エネルギー等・省エネルギー促進審議会議事録

日 時 令和4年12月20日(火)
午後2時から午後4時まで
場 所 宮城県庁行政庁舎4階庁議室

司会 本日は、お忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。開会前ではありますが、本日の会議について御連絡させていただきます。

本日の会議は、新型コロナウイルスの感染防止対策といたしまして、会議室で出席されている皆様には、御発言の際も含め、会議中のマスク着用をお願いしております。また、消毒液の設置のほか、マイクの消毒や定期的な換気を行わせていただきます。御不便をお掛けいたしますが、御理解と御協力をお願いいたします。

〔開会・あいさつ〕

司会 それでは、定刻となりましたので、ただいまから、令和4年度第4回宮城県再生可能エネルギー等・省エネルギー促進審議会を開会いたします。

はじめに、本審議会は、18名の委員により構成されておりますが、本日は、16名の委員に出席いただいております。宮城県再生可能エネルギー等・省エネルギー促進条例第17条第8項の規定により、成立条件である半数以上の出席をいただきましたことから、本日の会議は有効に成立しておりますことを御報告いたします。

また、本審議会は情報公開条例第19条の規定により公開で行うこととしており、報道陣による撮影や録音を認めておりますので、御了承願います。

それでは、議事に移る前に、本日の配付資料を確認させていただきます。事前にお送りしております資料は、会議次第、資料1の枝番1から4まででございます。次に、資料2と、資料2の枝番が1と2がありますほか、参考資料がございます。

また、本日、追加で机の上に資料1-5と、席次表を配布しております。資料に不足はございませんでしょうか。

それでは、開会に当たりまして、宮城県環境生活部長の佐藤から御挨拶を申し上げます。

佐藤部長 (挨拶)

司会 ここからの議事進行につきましては、和田山会長に議長をお願いしたいと存じます。和田山会長よろしく願います。

〔議事〕

(審議事項 (仮称) みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略(最終案) について)

和田山会長 それでは、議長を務めさせていただきます。お手元の議事次第に従いまして、議事を進めたいと思います。

本日は、議題として審議事項が2件ございます。

1件目は、「(仮称) みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略(最終案)」

について」です。

こちらは、令和4年2月に「再生可能エネルギー・省エネルギー計画」の見直しについて」として諮問をいただいたものです。2月からこれまで継続して審議を行ってきましたが、本日は最終案となりますので、まずは皆様に御審議いただき、答申を行う流れとなります。

2件目は、「再生可能エネルギー発電施設に係る新税の検討について」がごございます。

前回諮問をいただいたもので、本日は継続審議となります。

それでは、審議事項「(仮称)みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略(最終案)について」、事務局から説明をお願いします。

小林室長 (資料1-1~5に沿って説明)

和田山会長 ただいま、審議事項の「(仮称)みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略(最終案)について」事務局から説明がありました。これにつきまして、御質問等がある場合は挙手をお願いします。

木村一郎委員 東北電力の木村でございます。

戦略の取りまとめに当たりましては、様々な意見を丁寧にお聞きいただきまして、これまでのご労苦に感謝したいと思います。

この戦略を実効性のあるものとするためには、再エネの普及拡大と、省エネの推進にしっかりと理解を深め、県、市町村、事業者、そして、地域住民がベクトルを合わせて取り組むことが必要だと感じております。

一方、昨今では再エネ施設の設置に関して、地域において不安や懸念が高まっている状況から、開発にあたっては、これまで以上に丁寧に合意形成を図っていく必要があると認識しています。

そうした観点から1点、お伺いいたしますが、資料1-4の8ページに、目標達成に向けた施策として、「風力発電については、大規模となる事業が多いことから、環境影響評価法や環境影響評価条例に基づく手続きを通じて、国、市町村のほか、県の関連部署と積極的な情報共有を図るなど、地域住民との円滑な合意形成を支援します」とありますが、現時点での具体的な支援イメージがあればお教えいただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

和田山先生 事務局、よろしくお願ひします。

小林室長 はい。こちらにつきましてはまず、風力発電の方ですけれども御案内のとおり、様々な場所で、地域との合意形成がうまく進まずに、反対運動、或いは首長さんが反対の意思を示すなどということも起こってきています。

一方で、全国的で見れば、大規模な風力発電であっても、地域の住民の方に喜ばれて、その地域に受け入れられて事業を進めているところもあるわけですので、地域と共生した風力発電、太陽光も含めてですけども、そういったものについて、積極的に情報発信、情報共有を図ってまいります。

また、今回の税とも絡むわけですけれども、促進区域の設定につきまして、

促進区域には、森林であっても課税をしないということになってございます。しかし、地域住民との円滑な合意形成を図らないと、これが促進区域に設定できないわけなのですが、そちらについて、市町村が促進区域を設定する際に、県としても伴走型の支援をするなどということで、円滑な合意形成を支援したいと今のところ考えてございます。

和田山会長 木村委員，よろしいですか。

木村一郎委員 はい。

和田山会長 ほかにございますでしょうか。

それでは私から、今の件でいろいろ自治体間の調整であるとか、そういうことを含めて支援していくとお伺いしたところですけども、自治体間もそうですが、住民との間のやりとりとか、どの程度まで県としては、コミットするとか、そういうところについてはいかがでしょうか。

小林室長 はい。ありがとうございます。

県といたしましては、直接、住民の方々の合意形成にコミットしていくというのはなかなか難しかろうと思っております。

よって、促進区域の設定に当たってのガイドライン等をお示しするとか、市町村が県に求める支援というものを、しっかりご意見を伺いながらできることをしてまいりたいと考えております。

和田山会長 はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

長い過程を経て、この最終案として取りまとめいただいている、この審議会の意見も取り入れていただきながら、反映してきているという形で、まとまっているのではないかなとは感じてはいるところでございますけれども、各委員の方からは個別に何かご意見がございましたら、挙手をお願いしたいと思います。

多田先生お願いします。

多田委員 はい、ありがとうございます。

資料 1-4 の 8 ページ目のところで、バイオマス発電のところの木質バイオマスに限定されているような気がするのですが。

木質バイオマス以外にも、廃棄物系バイオマスからも発電もできますし、熱利用もできると思ひまして、これもかなり重要だとは思っているのですが、これは入れないのでしょうか。

和田山会長 事務局，いかがでしょうか。

小林室長 計画の本文の方をご覧いただきたいと思ひます。資料 1-5 の 29 ページになります。

口のバイオマス発電のところにつきましてご覧いただくと、木質バイオマスだけではなく、廃棄物系のバイオマス、こういったものについても関連して、企業や市町村とも一体となった取り組みの検討が必要だということで書いてございます。地域と共生するということが前提になると考えてはおりま

すが、バイオマス全般につきまして、しっかり取り組んで参りたいと思っております。

バイオマス、特にこの木質の部分につきましては、やはり気仙沼にいい事例がございますけれども、吸収源としての森林の整備に繋がるし、雇用にも繋がっているという例もございまして、こういったものをさらに県内に広めていきたいと考えておりますし、その他バイオマスについても、取り組んで参りたいと思います。

具体的には、エコタウン推進事業というのがございまして、こちらも伴走型ということで、計画から施設整備に当たるまでステップを分けまして、ご支援しております。もし委員の先生方もバイオマスの関係でこういった取り組みをしたいという方の情報がありましたら、手前どもの方に教えていただきましてそこを支援していきながら、県内に広めて参りたいと考えています。

和田山会長 はい、ありがとうございます。多田先生いかがでしょうか。

多田委員 はい、わかりました。資料 1-2 の方はまだ次の話でいいですか。今、これに関しての話になっていいですか。

和田山会長 ご説明の全体の中でのご質問ということでお願いしたいと思います。どうぞ。

多田委員 はい。最終案の概要 3 のみやぎゼロカーボンチャレンジ 2050 戦略の循環型社会の形成 4 番でも、有機性廃棄物の循環、例えば肥料としての利用とか、そういうのは全然なくて、実際今、化学肥料とかすごく高騰していて、かなり困っているという現状もあるし、そういった農業が宮城県では結構米なんかはすごく米どころですので、そういった循環についても目標に掲げていただいた方がいいのかなと思ったんですけども。

和田山会長 事務局、いかがでしょうか。

小林室長 はい。こちらも、計画の本文、資料 1-5 の 41 ページをご覧いただきたいんですけども。

すみません。こちら、今のご質問になりますと、ちょっと再エネ・省エネというところの御審議というよりは環境審議会の方でいただく御意見かもしれませんが、回答を申し上げますと、食品廃棄物等の 3R の推進というものを掲げておりまして、例えばハの（へ）で、食品関連事業者など、排出事業者とリサイクル事業者、畜産農家等をマッチングしまして、エコフィードの利活用に係る食品廃棄物の利活用を推進しますということで、一定の目標として掲げているところでございます。

和田山会長 多田先生、いかがでしょうか。

多田委員 本文には書いてあるけれど、この最終案の概要のところに出しているのと同じでないというのは何か差があるのでしょうか。重点対策のところですが。

小林室長 ご指摘のとおり、全部をこの概要案に書けないものですから、この概要案につきまして、つまんでというか、抽出をして記載をしているところがございます。今回ご指摘いただいた内容を踏まえまして、こちらの概要案につけ足したほうがいいかどうか、検討したいと思います。

和田山会長 本文の方に書いてあってそれを概要に取り出すべきなのかどうかということについては、もう少し検討していただき、最終案として反映するかどうかは検討していただきたいと思いますが、全体としてはよろしいでしょうか。

はい。他にご意見、ご質問ございますか。杉山委員お願いします。

杉山委員 ありがとうございます。まず事務局の皆様、大変丁寧な対応を検討して、反映させていただいたことに御礼申し上げたいと思います。

その上で、こういう最終段階でちょっと個別の気づきの点ということでのコメントで、若干恐縮ですが一つ申し上げます。

資料1-5の本文に基づいて少しお話しますが、38ページのへというところにあるJ-クレジット制度についての記述について少し、気づいた点について申し上げます。

今の記述ですと、太陽光発電といういわゆる再エネのクレジットについての記述になってございますけど、ご案内のとおりJ-クレジットについては省エネクレジットや森林クレジットもございます。

今回の取り組みを見ますと、省エネの強化とか、森林の整備とか、そうした省エネクレジットや森林クレジットの拡大に結びつくような取り組みも盛り込まれておりますので、そうした観点もこのJ-クレジットの活用というところで加えていただけたらと思いました。

それから売却益を活用した活動につきましても、企業による生産過程における取り組みがもっぱら中心なわけですが、今後はその最終消費者の消費活動の中でのそういう活用といったものが、拡大していくということが非常に重要かと思っておりますので、そういった意識も持ちながら、この教育事業といったものを展開していただけたらなと思いました。以上でございます。

和田山会長 今の点についてはいかがでしょうか。

小林室長 はい。ご指摘ありがとうございます。

このJ-クレジット等でございますけども、現在当室の方で取り組んでおりますのは、住宅用太陽光発電施設の方に補助をいたしておりまして、その分の自家消費分につきまして、J-クレジットということで補助した県民の皆様から環境価値を集めさせていただきまして、ちょうどいたものを県が売却し、それを環境教育などに充当しているという、そういったスキームがございます。

こちらを県内の企業の皆様に販売をさせていただきまして、県内の企業の脱炭素化というものに結びつけていきたいということでもしてございます。

今ご指摘がありました、森林クレジット等につきましてもかつて取り組んでいたことがあったんですが、そこが少し下火になっているというところに

ありますので、ご指摘も踏まえまして、J-クレジットをさらに活用できるように、検討して参りたいと思います。

和田山会長 いかがでしょうか。

杉山委員 はい。ありがとうございます。

特に森林クレジットについては、今価格的には再エネクレジットよりもむしろ高値で取引されているところもありますので、非常に有用な活用方法じゃないかと思っておりますのでぜひご検討いただけたらと思います。ありがとうございます。

和田山会長 ほかにご質問ある方いらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは以上で議論は終了させていただきたいと思っております。

全体の内容としては、今回の最終案でご了承いただけると判断しますけれども、いかがでしょうか。

附帯する意見ということまではいかないのではないかという今のご意見をちょうだいした中で、それを実施、取り組みのところで反映させていくという形で、ご了承いただいた上で、原案のとおりとして答申するというところで、小職としては考えたいと思うんですけども、いかがでしょうか。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

はい、ありがとうございます。

それでは、案のとおり、答申することとして、実施・施策の段階で今、最終案にちょうだいした意見を反映させていくという方向でお願いしたいと思っております。

なお、本戦略の審議、当審議会としても行ったわけですが、温室効果ガス排出削減とか、或いは吸収減対策など、再エネ・省エネ以外の分野も含まれておまして、宮城県の環境審議会の方でも、同じ案を諮問しているところがございます。

環境審議会の方の審議が明日、12月21日になってございまして、環境審議会の方での審議を反映して、仮に修正等があった場合は、答申内容について、両審議会の間で協議調整したいと思っております。

これについては、私の方と事務局の方に一任いただきたいと思いますけれども、これについても、いかがでしょうか。

(異議なし)

はい。ありがとうございます。

それではそのように進めさせていただきたいと思っております。

〔議事〕

(審議事項 再生可能エネルギー発電施設に係る新税の検討について)

和田山会長 引き続きまして、審議事項の2件目でございます。「再生可能エネルギー発電施設に係る新税の検討について」ということで、事務局から説明をお願いします。

小林室長 (資料 2, 2-1~2 に沿って説明)

和田山会長 ただいま、審議事項の再生可能エネルギー発電施設に係る新税の検討についてご説明がありました。
これにつきまして、まずご質問がある方、挙手の上、ご質問いただきたいと思いますがいかがでしょうか。

菅原委員代理 (細井委員の代理出席) 税収の使途について、資料 2-2 の 3 ページ「発電事業の立地市町村の財政需要に応じた地域の環境保全等のための取組支援」という書き方、特に「財政需要に応じた」というところが、どういうイメージなのかなというところがありました。
といいますのは、資料 2-1 の市町村への意見聴取の中で、例えば設置場所となる市町村等に応分の配分や還元ができないかとか、そういった意見もあったところがございますので、ぜひ、当該市町村における森林開発により得られた税収だということもかんがみますと、その当該市町村の取り組みに対する支援であるべきなのではないのかなと考えるところですけども、そういったところも含めてどのようなイメージでお考えなのかお示しいただければと思います。

和田山会長 事務局、お願いします。

小林室長 はい、ありがとうございます。
あくまで現時点でのイメージということでご回答させていただきますが、森林を開発して設置する場合であっても、地域の合意形成、或いは促進区域ということになれば、これは課税しない、税収が入ってこないということになりまして、税収が入ってきってしまうということは、そういったことがなされなかったということで、設置された市町村としては、本当は環境保全をしたかったのにな、といったようなところが考えられるわけございまして、こちらに対して何らかの財政支援を税収を元に行い、環境保全或いは環境の回復に取り組んでいただく、こういうことはいいことだろうと考えてございます。
具体的に申しますと、何でもかんでもということには当然いかないと思いますので、あくまで現時点のイメージでございますけれども、立地された市町村から、こういった事業をやりたいという補助事業の申請などをいただいて、そこに支援をしていくといったことを考えてございます。

和田山会長 よろしいでしょうか。

菅原委員代理 (細井委員の代理出席) 了解しました。続けてになりますが、前回我が方から、市町村が設定する促進区域を想定するのであればというところで、現在ネガティブゾーンみたいな形でお示しいただいているところですが、各市町村の促進区域の設定促進に向けまして積極的に関与いただきたいという話をさせていただいたところでございます。その際には、できる限りのことは検討していきたいというようにお話もいただきましたが、我々としてもいろいろ考えていきたいという中で、その後の検討状況などを伺えたらと思いますがいかがでしょうか。

和田山会長 お願いします。

小林室長 はい。具体的には本当にこれからということになりますけれども、しっかり市町村さんのご意見を伺いながら、個別にヒアリング等もさせていただいておりますので、その結果に応じまして、何が県として可能なのか、或いは市町村さんが求める支援策というのはどういうものかをしっかり踏まえて具体的に検討して参りたいと思います。

菅原委員代理 (細井委員の代理出席) ありがとうございます。ぜひよろしくお願いいたします。
あともう1点だけ、資料2-2の6ページ、課税対象の客体についてのところで、本制度の課税を逃れるために、これアセスでもあることだったんですけども、同一の事業地における大規模な発電設備を意図的に分割するような案件というのは想定されるのかなと思っておりまして、そういったものへの対策についても、あらかじめ整理が必要ではないかなと考えております。その点についてはいかがでしょうか。

小林室長 はい、ありがとうございます。
これ本当に他の制度などにおいても同様の問題が発生しておりますので、しっかりその他の制度での対応なども参考にしながら、この税の制度を設計して参りたいと考えてございます。
一つ考えられるのは、累積性を考慮するのかどうかということだと思えます。例えば、同一区域内に一定以上ができてしまったらそれ以降は課税するとか、そういうことができれば抑止ということでは意味がある、機能すると思うんですけども、それが果たして財産権との関係とかそういうもので、或いは税の公平性という観点から可能であるのかどうか、こういったことはしっかり検討していかなければいけないと思っています。

菅原委員代理 (細井委員の代理出席) 了解しました。引き続き検討のほどよろしくお願いいたします。以上です。

和田山会長 よろしいですか。他にございますでしょうか。どうぞ。

松八重委員 税収の使途についてのところの部分、「環境保全その他」とあるところで「課税された発電事業の立地市町村の財政需要に応じた地域の環境保全等」の「等」の部分なのかもしれないんですけども、主にここに書かれておりますのは、開発により失われた土地の再生と申しますか、その辺りは何となく大きく書かれているような気がするんですが、バイオマス発電に関しましては、前半の議論にもありましたように、やはり継続的な支援ですとか、設備のメンテナンスですとか、或いはコミュニティ強化、地域人材の育成、こういったところが大きな費用を必要としている部分ですので、この「環境保全等」のところの解釈だと思うんですけども、土地の部分の再生だけではなくて、こういった継続的にかかる費用の部分、そういったところにぜひ税収の使途というのを考えていただけるとよろしいかなと思いました。
あとは太陽光発電ですとか、洋上風力ですとか、こういったものは一度インフラを整備して、その機械的なメンテナンスというところだと思うのですが、とりわけバイオマス発電に関しましては、やはり継続的に人がそこに関わるということが、少し大きな違いかなと思っております。

ですので、バイオマスを継続的に供給可能にするための整備といいますか、そういったメンテナンス、この辺りにもぜひこの税収の用途というものを向けていただければなと思っております。以上です。

小林室長 ご意見ありがとうございます。そういった面も含め、いただいた意見を踏まえまして検討させていただきたいと思っております。

和田山会長 よろしいですか。他にございますでしょうか。

佐藤憲司委員 県民公募の佐藤です。宮城県の温暖化対策として、すでに平成 23 年度から導入されたみやぎ環境税があり、その内容には新みやぎグリーン戦略プランとして、森林の保全及び生物多様性機能強化があります。これは、再生エネ事業者として、考慮しなければならない内容と、森林開発の抑制を図る考えと思われ、個人的にはペナルティのような考えの税の負担と考えます。森林伐採を抑制し、地域住民との共生を図りながら、適地への誘導にとあるので、もっと単純化した規制でもよいと考えます。例えば私なりに考えると、森林一本伐採すれば、三本以上の再植林の負担として、事業者税金名目の規制をかけるとか。さらに1度目のペナルティ課税のみでなく、事業者が利益発生した時点で再度負担をしてもらう考えもあるかなと思います。そして、森林の再生保存に努めることと考えます。また、適地誘導として、一つ考えられるのは、現在の農地を活用し、再エネ事業としてできる方向になれば大変よいと考えております。以上です。

和田山会長 ご意見だと思いますけどいかがでしょうか。

小林室長 課税の仕方はいろいろ考えられると思いますが、ご提案いただいたのは、例えば森林の木を一本切ったら幾らといったような課税の仕方ということかと思っております。その時に、例えば森林を増やしていくために、三本以上の植林ができるような費用負担を求めましょうと、そういったご意見だったかと。それから、さらに利益が出た都度、その利益に課税していくということでもよろしいのではないかとということで、具体的な課税の方法についてのご意見をちょうだいしたものと考えてございます。今、税制研究会の方でも、課税の方法を検討していただいております、やはり税は税の世界でなかなか難しい部分ございまして。今ちょうだいした意見も踏まえまして、いろんなあり方、こういったものをどういったやり方でできるのかというところを検討して参りたいと思っております。課税客体、或いは課税標準というのですが、何をもちょうだいして税金を計算すべきなのかというところは非常に難しいところございまして、さらに、計算した額が森林開発を抑制するという効果を上げるものなのかというところが非常に問題ございまして、効果と、それから課税標準、これをどう見極めていくかということで、さらに検討して参りたいと思っております。ご意見ありがとうございます。もう一つ農地の活用ということでございました。

農地でも優良な農地はやはり食料の安全保障という面もごございますので、こちらはしっかり確保していかなければならないと考えてございますが、荒廃農地であるとか、或いはソーラーシェアリングとあって、農地を生かしながら太陽光発電などをやっていくといったこともありますので、戦略の中にも位置付けをしておりますが、この税金によって適地への誘導をするということもごございますので、今後ますます、農地、荒廃農地などは一つの誘導先になるかと思っておりますので、しっかり誘導策もやって参りたいと考えてございます。

和田山会長 いかがですか。よろしいですか。
それでは、多田先生お願いします。

多田委員 資料 2-2 の 6 ページ目、森林の開発区域の考え方で、太陽光パネルの面積のことでの課税の案が出ているんですけども、やっぱりちょっと大きすぎるような気がしてまして、0.5ha というのはかなり面積としては大きいのかなと。それよりちょっと小さくても、もうかなり森林に対しての影響というのはあるのではないかなと感じています。
あと例えば風力なんかも実際には、設置されている土地のところは数十メートルぐらいの範囲でも、工事の時には 1ha ぐらいかかってしまったりとか、その辺も結構細かく考えないといけないのではないかなと思っております。あとは上空の羽根の面積というか、そういうのはどうするのかとか、ここに例にあるのが太陽光パネルの例だけなんですけれども、その辺りについても税金のワーキングチームだけじゃなくてこちらの委員会でも案をちゃんと出していただいて、いろいろご意見をいただいた方がいいのかなと思っております。

和田山会長 事務局、いかがでしょうか。

小林室長 まず風力の関係からお答えしたいんですけども、資料 2-2 の 9 ページのところ、課税対象となる発電施設の範囲ということで記載をさせていただいてございます。
そこに※印で付属設備には配線ケーブル、舗装された進入路、用水路、調整池、擁壁等を含むということにさせていただいてございまして、ご指摘のとおり、風力というのは風車が設置されているところは小さいですけども、小さくもないですがまあまあ感じなんですけども、それよりも風車を運ぶために整備する林道、進入路であるとか、それが巨大であるとかですね。或いは調整地なども必要になってくる。そういうこともありまして課税対象となる設備の範囲ということで、主に風力のことを念頭に、こういった規定にさせていただこうということで考えているところでございます。
それから 0.5ha がちょっと大きいのではないかというところのご指摘だと思うんですけども、我々もかなりこちらについては悩んでどうしようかなということで検討しているところでございますけども、そもそものこの課税の目的が、大規模な新規開発、これを抑止、抑制をしていきたいという内容でございまして、その大規模というのが、通常ですと今のところ、1ha 以上ですと開発の許可が必要だということで、開発許可は森林に対する影響が大きいからという理由で 1ha としているというところなんですけども、これが太陽光に限

ってのことでございますが、0.5ha以下になるということが予定されていて、この基準を使うことが適当ではないかということで、今のところ0.5haというものを考えてございます。

これをどんどん小さくしていきますと、例えば、市町村さんが促進区域を設定して、非課税にしなくちゃいけないとかという手間がもう非常に増えるとか、そういうことも考えられますので、どうしてもある程度の面積というものを最低限、最低ラインということで設定すべきだろうということで考えていますし、市町村さん、或いは事業者さんからの意見でもそういうのがありましたので、ラインとして0.5haを今のところ考えてございます。

和田山会長 はい、ありがとうございます。多田委員いかがでしょうか。

多田委員 私もまだちょっと勉強不足であれなんですけど、もうちょっと考えたほうがいいのかな、ただ半分というのでどうなのかなという印象がありますので、森林生態系を守るとか、そういうことが一番の目的でこの事業というか新しい取り組みを取り入れようとしてらっしゃるんだと思うので、やはりその目的に合った形で森林を守るとか、生態科学的な視点も踏まえて、その面積を決めていった方がいいのかなと考えております。ちょっと私も、自分ではこの面積だったら影響がないとかそういうのをまだ言えないんですけど、少し勉強して、後でご意見できればなと思っております。

和田山会長 はい、ありがとうございます。事務局、よろしいでしょうか。

小林室長 今のところ、我々としては0.5haが適当だということでお示しさせていただいていましたが、今後も税制研究会、或いは骨子案などこの審議会で議論をさせていただく機会がございますので、さらに検討を継続させていただきたいと考えてございます。

和田山会長 ありがとうございます。他にございますでしょうか。

木村一郎委員 意見と質問、交じりますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。宮城県は東北地方の他県と比べますと、必ずしも風況がよいとは言えない中、風力発電施設の開発適地は限定的であると考えております。こうした中、新税の導入はさらに再エネ開発のハードルを高くするもので、県内において再エネ開発を計画しようとする事業者の意欲低下に繋がると見ています。一方で、地域住民とのトラブルが懸念される中、他に有効な打ち手がないとすれば、適地誘導を目的とする新税の導入もやむを得ないと認識していません。つひては、新税が導入された場合において、適地への再エネ開発推進等について、論点に沿って、いくつかご配慮をお願いするとともに、質問をさせていただきたいと思ひます。一つは税収の使途についてですが、新税は反対活動が活発化したことが契機となっており、県民の再生可能エネルギーに対する理解を深めるための事業を対象にしてはどうかと思ひます。前回の審議会の中で、委員の方から秋田県では、県をはじめとする関係者が

ビジョンを明確にし、シンポジウムを何年も重ねることで、県民の理解が広がり、反対活動も行われていない状況だというお話がございました。

事業者が丁寧に説明することはもちろんですが、県におかれましても、県民の理解促進や合意形成の取り組みなどで、後押しをお願いしたいと思えます。

また、今後適地における再エネ開発を促進するためには、税収があった場合だけでなく、何らかの優遇策を設けることも検討に値すると考えております。

次に課税対象についてですが、新税は適地誘導が目的ですので、立地地域が限定され税による誘導が不可能な水力発電、地熱発電を課税対象外としたことは、妥当だと考えております。

また資料2-2の8ページには、課税による誘導先が記載されておりますが、当面の間、課税による誘導先となる適地は市町村が設定する促進区域がベースになると思われます。

促進区域の設定にあたっては、風況等の再エネポテンシャルや環境保全の観点だけでなく、景観等への配慮も必要になっており、様々な不安や懸念が高まっている昨今の状況では、大変難しい作業になるのではないかと危惧しているところでございます。

先ほど、市町村と伴走型で支援していくというお話がありましたが、県においては、県内の再エネポテンシャルがしっかりと生かせるよう、促進区域の設定にあたって、積極的な支援が求められると考えております。

最後に、非課税事項ですが、資料2-2、10ページに記載のように、促進区域で行われている認定事業のほか、地域との合意が図られている事業は非課税としていただきたいと思えます。

その上で、1点質問ですが、地域の合意が図られていると認定するのは、市町村なのか、県なのかお伺いしたいと思えます。

また、認定が事実上、課税または非課税の判断に繋がりますので、認定にあたっての具体的な指標、基準、ガイドライン等が必要になると思えますが、現時点においてどのように検討されるのかお伺いしたいと思えます。以上です、よろしくお願いたします。

和田山会長 事務局、いかがでしょうか。

小林室長 1点目税収についての使途についてのご質問でございました。

おっしゃるとおり、我々、再エネを促進していく立場でございますので、県民の皆様は、再エネの必要性についてご理解をいただくとともに、再エネは決して反対すべき対象じゃなくて、本当に地域のためになっている再エネもあるんだと、地域の方が受け入れて、再エネが来てよかったと思っていただいている再エネも当然あるんだということあたりを、しっかりご理解をいただいて、再エネの促進区域への誘導、促進に努めていかなければいけないと考えてございます。

税収が入る、入らないにかかわらずこの取り組みが必要だと思っておりますので、何らかの形で検討して、県民の方々の理解促進を進めて参りたいと考えてございます。

それからもう一つ、促進区域に設置された再エネ施設等については、非課税、課税に関わらずもう少し優遇が必要なのではないかというご意見だったと

思います。

これにつきましては、何ができるのかというのはちょっと難しいところなんですけど、すでに再エネ施設に対する固定資産税の減税措置なども国が用意しておったりとかしますので、そういった内容も含めまして、促進区域の制度との整合なども見据えながら、できることを検討して参りたいと考えております。

それから2番目につきまして、仙台市さんからいただいたご意見とも重複するところかもしれませんが、県としても促進区域の設定につきまして、積極的な支援をとということでございましたので、ご意見を重く受けとめまして、県として何ができるか、しっかり市町村さんからご意見をちょうだいしながら検討を進めて参りたいと考えてございます。

それから最後の質問でございますが地域の合意形成のお話でございます。促進区域でなくても、地域との合意形成が図られていると認められる場合は、課税しないということで考えてございますが、この認定につきましては、やはり市町村さんにやっていただくということが必要だろうと考えてございます。

そのことから、おっしゃるとおり、認定に関わる基準或いはガイドライン、或いは手続き、手引きなど、こういったものが必然的に必要になってくるんだろうと考えてございまして、それにつきましても、今後しっかりと検討して参りたいと考えてございます。

和田山会長 よろしいでしょうか。他にございますでしょうか。

松八重委員 ありがとうございます。

今、東北電力さんからのご意見がありましたけれども、私自身は森林伐採を伴う再エネ導入には反対の立場をとっておりますので、確かにこういった課税は再エネ導入に関して少しこうストップをかけるような動きにはなろうかと思うんですけども、ここでバイオマス発電ですとか土地改変を伴わない別の手段での発電というものも、おそらく誘導が可能なのではないかと思いますので、その辺りでうまくこの税を使っていたけるとよろしいかなと思っております。

その上で、資料2-2の6ページにあります森林の開発区域の考え方についてなんですけれども、これはおそらくまたこの後に細かい議論がなされるものと思っておりますが、この図ですと、大きな森林の中に、一つ0.5ha以下の土地改変と端の方に0.5ha以下の土地改変があって、この二つに関しましてはそれぞれ非課税とするという考え方なのかなと思うんですけども、森林のこの0.5haの考え方なんですけれども、真ん中を通るような形での0.5haの場合は完全にやはり生態系が分断されますので、そういった形の土地改変というのは0.5ha以下であったとしても、少し検討が必要かなと思っております。特にアセスメントの場合は、そういった土地の分断なんかが起こった場合のアセスのあり方というのは、中に区画として作る場合とは少し違うように思いますので、その辺りについての議論もぜひこの中で少し細かくしていただけるとよろしいかなと思っております。

あとは、ここで二つの0.5ha以下の事業区域がどのぐらいの距離が離れているのかわからないんですけども、所有者が違う場合には、0.5ha以下の虫食いみたいなものが点々とできてしまうと、結局あまりこういったものの土

地改変の抑制に意味がなくなってしまうので、どのぐらいの距離が離れていたらそれを認めるかとか、そういった細目についてもおそらくこれから先も議論があるかと思っておりますので、その辺りもぜひ詰めていただけますとよろしいかなと思っております。

アセスが入らないようなものに関して特に少し注視しながらご議論いただけるとよろしいかなと思っております。

コメントです。

小林室長 なかなか難しい宿題をいただいたと思っております。

森林の場所によって、例えばここだったら0.5ha以下でも課税するというような場所を設定するとか、そういう難しい話になってくるかもしれませんが、それが可能かどうかというのを、規制であつても同じだと思いますが、税制、税でやるという観点も踏まえできるのかどうか、こういったことを宿題としてちょうだいしまして検討して参りたいと。

もう一つ、虫食いみたいになってしまうのではないかとということ、先ほど来ご質問あつたとおり、累積性といいますか、事業の一体性、必ず0.5ha以下ということで下限を設けますとそれ以下で数多く森林を開発してしまうというような現象が起きてしまうということも当然考えられるわけがございます。

これにつきましては先ほど申しましたが、他のアセス或いは林地開発でも同様にいろいろ問題なっているということございますので、他の制度での対応なども参考にしながらさらに検討を進めて参りたいと思っております。

和田山会長 他にございますでしょうか。

吉田委員 先ほどの松八重委員からもあつたようにアセスの関係とか、0.5ヘクタール以下とか大きさの関係というのはやっぱりそこは慎重に考える必要があるのかなとちょっと私自身も思っております。

特にアセスを逃れるというところも結構いろんな例がありますので、ぜひそこら辺を積極的に検討いただければと思っております。

今回のこういう森林の開発に関するもので、私も関係性とか、そこら辺全くわからないでの意見というか質問になるんですけど、森林組合さんとか、そういう林業関係の官の人たちと意見交換という場は今後あるのかお伺いしたいんですけども。

小林室長 森林組合さんとの意見交換はまだやってございませんでした。必要だというご指摘でしょうか。

吉田委員 そうですね。なるべくなら森林組合さんの意見とかも聴取したほうがいいのかなと私自身はちょっと気になったところでしたので、もし今後できるのであれば、多分いろんな意見が出てきてますます大変になるということもあるかもしれないんですけども、そういうところのプロというか、知見というのをちょっと入れたほうがいいのかなと思っておりますのでぜひ前向きに検討していただければと思っております。

小林室長 検討したいと思っております。

和田山会長 よろしくお願ひします。他にございますでしょうか。

それでは私からもちょっとお話をさせていただきたいんですけども。そもそも目的という話で、森林を保全する観点からの施策としての税の提案ということだと認識しております。

そういう意味からするとやはり、先ほどご意見がありましたように、まずは地元の方とそれをなりわいとする方、そういう開発をされる方との合意形成というか、その辺のところを含めて啓発活動といいますか、そういったところがまず一番大事な点なんだろうなと思っております。

ですから、今のご意見にありましたように利害関係というか、森林組合の方もそうかもしれませんけれども、その辺のところとの丁寧な事情聴取りなり説明なり、その意見を受け入れていくというようなことが最初にあった上で、一つの施策として、規制をかけるというのではなくて税金を取って促進区域に誘導していくんだということに関して考えた場合に、今日、具体的に皆さんからテクニカルな面も含めていろいろ細かい点が出てくるというのは、その方向性自体は是とした上で、じゃあ実際にそれをやっていく、進めていくにあたってはいろいろ細かい点があるよねという問いかけだというふうに思います。

ですので、私が思った、感じた点としては、例えば資料2-2の9ページのところのご説明で、こういう41事業、可能性がありませんというようなことをお話いただいて、さりながら電話が繋がらなくてとか何とかっていうようなことで、この辺の業者のあり方もあるんだと思うんですけども、そういったことも踏まえてできるだけ丁寧な聞き取りといいますか、そういうことを踏まえていかないと、なかなか今回の場合で言うと、税金を取られる側の意見ということもありますし、それが間接的にその地元の方の、或いは森林に対しての負荷がどうなるのかとかという、そういうことを心配されている方への説明にも繋がると思いますので、その辺のところをきちんとされるということがまずは大事なことなんだろうなと。

だから一つの税金ではあるんだけど、まずその大きな目的としての森林保全なのか、或いは、結果としてはアセスメントでなかなか特に風力発電のところまで苦勞されているところを、できるだけスムーズに合意形成に持っていく一つの道筋としてのご提案ということなんだと思うんですけども、その辺のところをきちんとさせていただきたいなというところがございます。

そういう意味で実際にこの税収の質問なんですけれども。

なかなか難しい話だと思うんですが、先ほどの例えば0.5ヘクタールを0.4にしたら0.3にしたらという話もあると思うんですけども、実際にどの程度の税収で、もし税金が入った場合には、地元なり事業者が、その設置している場所に還元してくださいというご意見が強いんだと思うんですけども、その還元するそもそもの原資というかどのぐらいの見込みがあるのかというところについては、今の時点でどんな印象。

課税の対象となる可能性のある事業者数の想定というのは、ここに記されているわけですけども、どの程度の税収といいますか、或いはその税収があるってことは、でもここですたいんだってということだと思ひますし、促進区域であればそれは税金には税収には繋がらないんだと思うんですけども。

その辺についての見込みみたいなことについてはいかがでしょうか。

小林室長 まず税収のところからご回答したいんですけど、資料の2-2のページをお開きいただきまして2ページ目のところに、税率というところが下から6番目にございまして、これまだご検討いただいていないところで、できれば次回、お示ししたいというふうに考えておるところでございまして。

この税率、或いはこの課税標準、何を持って税金を検討して計算するかというところなんですけど、これが案としてお示しできないと、大変申し訳ありませんがまだ税収というところもお示しできないということになりまして、もうちょっとお待ちをいただきたいと思っております。

和田山会長 もちろんそこは当然そうだと思うんですけども、何かそういうことを踏まえて、具体的にになっていかないと、税収があった場合に、それをどういうふうに分配するんだとか、反映するんだとかっていう話に必ずなってしまうので、その辺のところも見積もりが正確なのかどうかは別にしても、丁寧な聞き取りというか、そういうところから、大体のところをイメージされていきつつ進めていただければと思ったという、コメントのようなものなんですけれどもよろしくお願ひします。

私はそういうイメージを持ったところでございますけれども、他にございませうでしょうか。

佐藤信康委員 東北経済連合会の佐藤です。今回税収の使途について意見を伺いたいという話をされた時に、前回の会合で今回の施策は税金、税収はゼロが成功であって、その中で、税収規模は示せないというご説明が確かあったと思っております。

なかなか難しいところだなというふうに思ったんですけども、これまでいろんな報道なんか見るに、全国的にこういうものに関して税というもので、いろいろこう規制をかけるというのが動きとして出ていて、宮城県が多分これ通れば、全国で初のケースということになると思うんですけども、ここに着目されるというよりは、結局何のためにやるかという、もう少し大きい視点でとらえると、みやぎゼロカーボンチャレンジを達成する中での話というふうに私は考えています。

そういう意味で言うと、エネルギーを作る側の話と、利用する側の話はセットになって、こういった話が進んでいく。そうすると、非常に発信力のある話でありますので、例えば宮城県で、再エネの事業をやろうとするときに、先ほどすごく画期的な話だなと思ったのが、合意形成のガイドラインというお話をされましたけど、これすごく難しいとは思いますがけれども、例えば地域住民との合意形成がなされたっていうことをこういうもので考えますという画期的なものがあると、そういったことを目指して、宮城県で再エネ事業をやろうという前向きな事業者が増えるという非常にいい循環にもなりますし、県民にも、こういったガイドラインがあることで彼らはやっているという、相手が見えるというか、そこには当然事業者と住民とのコミュニケーションも成り立つので、非常にいい形の電気を、再エネのエネルギーを作る側の人たちが宮城県を見てくれるっていう、そういう意味で、この税の導入をうまく全国に発信して、宮城県のゼロカーボンに対する考え方の一つとして、こういった考え方をうまく利用できるような発信の仕方っていうのはすごく大事だと思うんですね。

その時に、仮に税収が上がった時のその税収を、何に使うかっていうのもこ

れもまたやっぱり問われるところだと思うので。

例えば東経連で明後日プレスしますけれども、会員の企業に今回カーボンニュートラルについてちょっと突っ込んだアンケートをとって見たんですけども。

やっている或いはすでにやっていると答えている企業が4割強あって、そういったところが国とか県とかいったところにどういったことを事業支援として求めるかという設問をした時に、その5割以上が、やはりカーボンニュートラルに対して投資した或いは投資する費用に対する補助制度、これをやっぱり強く求めているっていうのがあるんですね。

だからエネルギーを使う側のゼロカーボンに対する、支援期待みたいなものもセットにして宮城県では非常にそういった事が進んでいると、もちろんこれ原資がないと駄目なので、何でもかんでもってわけにはいかないと思いますけれども、作る側、それから使う側双方でみやぎゼロカーボンチャレンジを回すという宮城県の姿勢が外に見えると非常にこれがwin-winになるかなという。

そんなことでずっと今日も議論を聞いておりました。

なかなか税は、多分、非常に難しい世界があって、何でこれもうちょっと普通の規制で駄目なのかなって私は最初からその疑問はちょっとあるんですけども、多分そういったことを検討された上で税に行きついたと思うので、ぜひこれは上手くまわしていただきたいし、我々も経済界の目線から見ると、課税というのはなかなかインパクトがあるんですけどもやっぱりそれを、きちっと前向きにというか、意味のある税なんだという、その税収ゼロが成功だっていう言葉を、県民の方にもぜひ理解していただければこの考え方っていうのは割と通るのかなというふうに感じております。ちょっとすいません取り止めもない話でした。

和田山会長 事務局、いかがでしょうか。

小林室長 応援メッセージというふうに受けとめさせていただきまして、大変ありがとうございます。

我々もこのゼロカーボンチャレンジ 2050 戦略の目標を達成するために、取り組んで参りたいと思いますけれども、その一つの手段が税なんだと考えてございます。

前向きにこの税をとらえるべきだというご意見だと思えますけど、私もそう思っています、この税があるから宮城県に再エネを計画するのをやめようというふうにならないように、この税があることをきっかけに、きっと住民の方への計画の初期段階での向き合い方というものが、事業者の方々が、なお一層慎重に考えていただけるようになるんじゃないかというふうに期待しているところでございます。

急がば回れというふうに思っております、その部分で住民の方々と意思のしっかりした疎通がないまま進んでしまっただけで止まってしまうことが非常に多いんじゃないかと思っておりますので、この税があるから慎重にいきましょう、そしてどういうガイドラインになるかというのは非常に問題になりますが、そのガイドラインに基づいて進めていったことで、結局宮城県での再エネの事業がうまくいった、地域の方にも喜んでいただけた、税をきっかけにそういう事業にして参りたいと考えておりますので、引き続きご指導よろし

くお願いしたいと思います。

和田山会長 よろしいでしょうか。他にございますでしょうか。

本日も、やっぱりテクニカルな面も含めて様々なご意見をちょうだいしたところでございますけれども、今回ご意見ちょうだいした部分、審議した部分についての論点を整理していただいて、基本的にはご理解いただけている方向だというふうに判断させていただきたいと思っておりますけれども、次回以降も引き続き審議を重ねていきたいと思っておりますので、事務局の方に先ほど来ありましたような関係先との意見聴取を踏まえて、いろいろ提案をしていただければと思っておりますのでございます。よろしく申し上げます。

それではその他につきまして他に事務局の方から何かございますでしょうか。

小林室長 それでは次回の審議会につきましてご案内をさせていただきます。次回の審議会につきましては、2月中旬の開催を予定させていただいております。本日も審議いただきました再エネ施設に関する新税について、継続してご審議をいただく予定としております。なお、前回は説明をさせていただきましてご承諾をいただきました手続きに基づきまして、次回の審議会の方には、再生可能エネルギー税制研究会のメンバーの中から、参考人としてお一方ご出席をちょうだいしたいというふうに考えております。税制研究会で出された意見等を補足していただく予定ということで考えてございますのでご了解いただければと思います。ご出席いただく方につきましては、会長が指名するという規定となっておりますので、今後、会長とご調整をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

和田山会長 ありがとうございます。
その他ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは以上をもちまして、本日の議事を終了いたします。ありがとうございました。
それでは事務局の方に1回お返しします。

司会 和田山会長ありがとうございました。
それでは、以上をもちまして宮城県再生可能エネルギー等・省エネルギー促進審議会を閉会とさせていただきます。
本日はお忙しい中ご審議をいただきまして、大変ありがとうございました。